

再反論書（控え）

平成30年5月16日

審査庁（総務課長）様

審査請求人 岩国市麻里布町7丁目7番9号
久米慶典

岩国市長が平成30年5月7日付で提出した審請情第51号（平成29年12月28日付平29抛整第375号公文書非開示決定）に係る再弁明書について、以下のように再反論します。

1、 再弁明書1についての反論

岩国市長は弁明書・再弁明書を通じて、何度も現地実施協定書に「関係する当事者間の合意なしに公表してはならない」旨の記載があることを指摘する。

しかし本協定書の開示は愛宕山運動施設を使用する市民の安心・安全、施設周辺住民の平穏な市民生活を保障するため絶対に必要なことであり、このような条項が本実施協定書にあることが問題であり、公序良俗に違反する条項と言わなければならない。

先の弁明書4（3）イにおいて米海兵隊岩国基地は「今後の米軍の手続き、運用または合意事項に支障をきたすため、開示に合意できない」としているが、逗子市においては開示されたにもかかわらず、なぜに本市において開示されればそのような結果を導くのか、まったく明らかにされていない。非合理的理由で市民の当然の要求を拒否することは許されない。

また岩国市長は共同使用に至る経緯や背景が逗子市とは異なっているとしているが、経緯や背景のどのような違いが岩国市だけ非公開という結論を導くのか全く説明はされていない。逗子市も岩国市も同じように日米地位協定2条4項aに基づき共同使用が行われ、実施協定書は同じように「日米合同委員会に直接関係し、その一部をなすもの」であり、本質的に異なることはないのである。

2、 再弁明書2についての反論

岩国市長は「当初から市民も共同で利用できることを前提として国において計画され、軍事施設として想定されていないため、仮に軍事的緊急性が生じた場合においても、使用する市民や施設周辺市民の安全を損なうおそれがあるとは考えられない」とする。

スポーツ施設が軍事施設でないことは当然であるが、審査請求人は緊急時において軍事利用されるおそれがあることを問題にしているのである。一つの例を挙げれば、在日米軍基地においてテロなどが発生した場合は、家族住宅の安全確保のため、また運動施設がテロの標的にならないよう愛宕山運動施設は緊急に閉鎖される可能性が大きい。2001年9月11日テロ後の岩国基地の状況は武装した米兵がフェンスに近寄る岩国市民を遠ざけ指示に従わない者には

発砲することさえ厭わない状況であった。ゲート正門には市民に重機関銃が向けられた。そのような場合でも運動施設を市民は平和的に使用することができるのだろうか。このような緊急性が生じた場合においても市民が運動施設を使用することができるということは到底考えられない。岩国市長は市民も共同利用できることを前提に国が計画したことを、軍事的緊急性が生じても市民の安全を損なうおそれがないとする一つの理由にしているかに受け止められるが、すでに日米地位協定 2 条 4 項 a により米軍に優先的使用権が生じているのであり、国の意向がどうであれそのこととは別の次元での問題となっているのである。

先の弁明書には別紙 3 として防衛省所管国有財産部局長・中国四国防衛局長から岩国市長にあてた「提供国有財産一時使用許可書」が添付されている。この 11 条には「使用者は使用期間中において日米地位協定第 2 条 4 項 a ただし書の合意（当該合意に基づき締結された現地協定を含む）に基づいて合衆国軍隊が使用財産を一時的に使用することになったときは、部局長の通知により直ちに使用を中止して合衆国軍隊の用に供し得る状態にしなければならない。」としている。この条項は米海兵隊岩国基地が一時的にせよ岩国市民の使用を中止する権限を留保していることを示している。そうであるなら本実施協定書において米軍と岩国市において共同使用期間の取り決めがどのようにになっているのか、また米軍の優先的使用権がどのように確保されているのか、愛宕山運動施設を使用する市民と施設周辺住民は当然に本実施協定書の内容を知っておかなければならない。

そうでなければ、市民は安心・安全に運動施設を使用することはできないし、施設周辺住民の平穏な市民生活は保障されないからである。